

亀山市告示第20号

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月6日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第223号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第4条 この補助金の交付対象者は、次の要件を満たす民間保育所等とする。</p> <p>(1) 次に掲げるア又はイに該当すること。</p> <p>ア 前年度の10月1日又は当該年度の4月1日に、入所児童における0歳児及び1歳児の合計の数の割合が、当該民間保育所等の利用定員（幼保連携型認定こども園にあっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第2号又は第3号</u>の支給要件を満たす児童（以下この号において</p>	<p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第4条 この補助金の交付対象者は、次の要件を満たす民間保育所等とする。</p> <p>(1) 次に掲げるア又はイに該当すること。</p> <p>ア 前年度の10月1日又は当該年度の4月1日に、入所児童における0歳児及び1歳児の合計の数の割合が、当該民間保育所等の利用定員（幼保連携型認定こども園にあっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1項第2号又は第3号</u>の支給要件を満たす児童（以下この号に</p>

<p>「対象児童」という。)の利用定員に限る。)又は入所児童(幼保連携型認定こども園にあっては、対象児童に限る。)の数のいずれか多い方の10%以上であること。</p> <p>[イ 略]</p> <p>[(2)及び(3) 略]</p>	<p>において「対象児童」という。)の利用定員に限る。)又は入所児童(幼保連携型認定こども園にあっては、対象児童に限る。)の数のいずれか多い方の10%以上であること。</p> <p>[イ 略]</p> <p>[(2)及び(3) 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

(亀山市民間保育所等延長保育事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市民間保育所等延長保育事業補助金交付要綱(平成18年亀山市告示第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 児童 法第20条第1項の規定により法第19条第2号又は第3号に掲げる区分について認定を受けた小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。)であって、民間保育所等を利用するものをいう。</p> <p>[(3) ~ (5) 略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 児童 法第20条第1項の規定により法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる区分について認定を受けた小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。)であって、民間保育所等を利用するものをいう。</p> <p>[(3) ~ (5) 略]</p>

備考 表中の [] の記載は注記である。

(亀山市休日保育事業実施要綱の一部改正)

第3条 亀山市休日保育事業実施要綱（平成27年亀山市告示第210号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(対象児童) 第2条 本事業の対象となる児童は、次の各号に掲げる要件を満たす小学校就学の始期に達するまでの者（以下「対象児童」という。）とする。 [(1) 及び (2) 略] (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第19条第2号又は第3号</u> の区分に係る認定（以下「保育認定」という。）を受けていること。 [(4) ～ (7) 略]	(対象児童) 第2条 本事業の対象となる児童は、次の各号に掲げる要件を満たす小学校就学の始期に達するまでの者（以下「対象児童」という。）とする。 [(1) 及び (2) 略] (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第19条第1項第2号又は第3号</u> の区分に係る認定（以下「保育認定」という。）を受けていること。 [(4) ～ (7) 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市認定こども園時間外保育事業実施要綱の一部改正)

第4条 亀山市認定こども園時間外保育事業実施要綱（平成28年亀山市告示第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(対象者) 第3条 時間外保育事業の対象となる者	(対象者) 第3条 時間外保育事業の対象となる者

<p>は、前条に規定する認定こども園において教育又は保育を受ける者であって、<u>法第19条第2号及び第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「児童」という。）とする。</p>	<p>は、前条に規定する認定こども園において教育又は保育を受ける者であって、<u>法第19条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「児童」という。）とする。</p>
--	---

（亀山市認定こども園一時預かり事業実施要綱の一部改正）

第5条 亀山市認定こども園一時預かり事業実施要綱（平成28年亀山市告示第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（対象者）</p> <p>第3条 一時預かり事業の対象となる者は、前条に規定する認定こども園において教育又は保育を受ける者であって、<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「児童」という。）とする。</p>	<p>（対象者）</p> <p>第3条 一時預かり事業の対象となる者は、前条に規定する認定こども園において教育又は保育を受ける者であって、<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「児童」という。）とする。</p>

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。